**「未来あんしんノート」の訂正について**

**「未来あんしんノート」の１３ページ・１５ページに記載されている内容に誤りがあります。下記のとおり訂正してお詫び申し上げます。**

**誤：「預貯金は死亡後に払戻しができません。」**

**正：「預貯金は条件付きで引出可能です」**

**遺産分割前の預貯金の払い戻し制度**

**（民法９０９条の２、２０１９年７月１日から実施）**

**〇故人の銀行口座について、遺産分割前でも、それぞれの相続人が、他の相続人の同意なしに、単独で相続預貯金の一部払い戻し**

**（仮払い）が可能です。**

**※払戻しができる額は、死亡時の口座残高の内、ご自身の法定相続分の3分の１まで、金融機関ごとの上限金額は１５０万円です。**

**※詳細は口座開設している金融機関にお問い合わせください。**